

# 東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎ 56 8506

## 「夏休み子どもふれあい教室」 出会いと学び合いを深めた3日間

町内の小学生を対象にした「夏休み子どもふれあい教室」を実施しました。「<sup>まがたま</sup>勾玉を作ろう（創作活動）」「塩と氷でアイスができる?!（科学教室）」「人権やよその国について学ぼう（人権教室）」をテーマに3日間開催しました。

創作活動では、樹脂粘土を使っ<sup>まがたま</sup>て勾玉を作りました。科学教室では、塩と氷を混ぜたものを冷却材にして果汁飲料を凍らせる実験をしました。人権教室ではDVD作品を見て話し合いをしたり、外国語活動をおこなったりして、人権について学びました。

子どもたちは仲良く交流しながら、それぞれの活動に熱心に取り組みました。新しい友達との出会いと学びの体験は夏休みのよい思い出になったことでしょう。



創作活動



できあがった勾玉



子ども科学教室

## 「現代の人権 障がい者の就労」

9月は「障害者雇用支援月間」です。これは昭和23年8月にアメリカからヘレン・ケラー女史が来日したことを機に、当時の労働省が障がい者の雇用促進運動を実施したことに始まります。昭和35年には「障害者雇用促進法」が制定されます。その後、昭和38年からは毎年9月が「障害者雇用促進月間」となりました。

障がいを持つ人の就労意欲は年々高まってきています。障がい者が仕事を持ち、収入を得て、自立した生活を送れるようにするには、障がい者の雇用対策を積極的に進めていく必要があります。現在、多くの企業で障がい者が貴重な人材として働いていますが、まだまだ就労の場が少ないのが実情です。

「障害者雇用促進法」では、一定規模以上の従業員を雇う事業主に対して、法律で定める割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用する義務を課しています。令和3年3月からは、法定雇用率が2.3%に引き上げられ、従業員43.5人以上の事業所は1人以上の障がい者を雇うこととなりました。栃木労働局が令和3年分として発表した集計では、県内の民間企業で雇用される障がい者は5千人を超え、実雇用率も2.26%と過去最高でした。法定雇用率を達成した企業の割合も54%で全国平均の47%を上回っています。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じて社会に参加することができる「共生社会」の実現のためにも、障がいを持つ人が社会で活躍する場をさらに広げていくことが今後求められます。

**9月は「障害者雇用支援月間」です。**

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159